

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
名誉会員規程

平成 26 年 06 月 10 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）入会及び退会に関する規則（以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、この法人の名誉会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員の資格)

第 2 条 名誉会員は、この法人に功労があった者又は学識経験者（規則第 2 条第 3 号）であって、次の各号の一を満たすものとする。

- (1) 役員として 2 年以上在任し、この法人の発展に寄与した者
- (2) 委員会の役職者として 1 期以上在任し、この法人の発展に寄与した者
- (3) 専任の管理職として 5 年以上在職し、この法人の発展に寄与した者
- (4) 正会員としてこの法人の事業及び運営に関わり、顕著な功績のあった者
- (5) 学識経験者としてこの法人の事業及び運営に関わり、顕著な功績のあった者

(名誉会員の推薦手続き)

第 3 条 代表理事（会長）は、前条に該当する者につき、名誉会員候補者として社員総会へ推薦し、社員総会の承認を得る。

(待遇)

第 4 条 名誉会員は、この法人の重要な行事及び事業への招待、各種刊行物の贈呈等をもって礼遇する。

2 名誉会員は、名誉会員名簿（規則第 9 条（様式第 3 号））に登録するとともに、本人の承諾を得て、各種刊行物及びホームページに氏名を掲載し敬意を表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。